

新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第20号

新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。